

各位

川崎市

川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金交付に関する  
令和 3 年度届出等について（通知）

日頃より本市制度融資の運営に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」（以下、「本補助金」といいます。）について、令和 3 年 8 月 3 0 日付 2 川経融第 2 1 7 号にて、要綱の改正及び令和 3 年度申請についてお知らせしたところですが、この度、下記の通り、**申請事業者あて、令和 2 年度及び 3 年度の納税証明書の提出**と、申請に関する事項に変更がある場合の届出等の依頼をすることとしましたので、お知らせします。

**1 【重要】川崎市税納税証明書提出：川崎市金融課あて、2 月 25 日締切**  
**【全申出者必須】**

「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」については、要綱第 4 条第 2 項で定めるとおり、市税（市民税/法人市民税）の滞納がないことが交付の要件となっています。

毎年交付するため、納税証明書については**毎年提出**していただく必要があります。

令和 2 年度の分については、令和 3 年度申請時に併せて必ず提出をお願いします。

**提出先は川崎市金融課**です。

なお、**納税した領収書では納税証明になりません**のでご注意ください。

【考え方】令和 3 年度（今回）提出いただく納税証明書

<申請時から令和 4 年 1 月末時点までの納税証明書>を提出

【前回申請時の納税証明期間】

【今回申請の納税証明期間】※複数の決算期分となることがあります

※領収書やみなし期間で提出された場合はその期間も含みます

※事業者ごとに指定します

平成 31 年度分納付

(H30.4.1-H31.3.31) の場合、

① 令和 2 年度納付分

(H31.4.1-R2.3.31)

② 令和 3 年度納付分

(R2.4.1-R3.3.31) の 2 期分と指定

※第 1 回申請時に提出いただいた納税証明書から継続して納税していることが分かることが必要です。よって、**前回申請時から 2 期分だと切れ目が生じる場合は、3 期分の納税証明**をご提出ください。

令和 4 年度以降は、前年度の証明時から直近 1 期の納税証明を、毎年提出してください。

※個人事業主の方で、非課税対象の方は、**非課税証明書**を提出してください。

**※市民税/法人市民税の納税証明書が提出されない場合、本補助金の交付は出来ません。**

**次年度以降の受給権も失うのでご注意ください。**

また、皆様が本補助金の交付の申請等に関する一切の行為に係る権限を委任している

**金融機関に対し、不交付決定理由として市民税を滞納している事実を記載した、本補助金の不交付決定通知を送付**します。

■市送付先：〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66-20 産業振興会館 5F 川崎市金融課

裏面に続く

## 2 各種変更の届出について：該当あれば市金融課あて：2月25日締切

### 【該当あれば提出必須】

変更がある場合のみ、令和4年2月25日までに、川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金変更届出書（様式第8号）と添付書類を市金融課あて提出してください。

※本市受領後、受任者である金融機関に対し写しを送付します。

令和3年8月に要綱を改正し、条件変更後も、条件変更前後の利子額のうち、低い方の金額に限り、交付を継続することとしました。

例1：一部繰上償還により利子額減⇒繰上償還後の償還予定表の利子額

例2：条件変更により利子額増⇒条件変更前の償還予定表の利子額

(申出事項等の変更の届出)

第11条 申出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金変更届出書（以下変更届出書（様式第8号）という）」により、必要な書類を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 契約の**条件変更**を行ったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋償還予定表の写し
- (2) **住所・氏名及び印鑑**（会社及び協同組合にあっては、所在地・名称及び代表者の氏名）等の変更 ⇒変更届出書（様式第8号）＋暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号）（以下同意書）
- (3) **役員の変更**があったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋同意書
- (4) 買収及び合併により存続会社になったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋履歴事項全部証明書
- (5) **主たる事業の変更等**があったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋履歴事項全部証明書
- (6) 委任状（様式第3号）に記載した取引銀行及び**振込口座の変更**があったとき。⇒委任状
- (7) その他市長が届出を必要と認めたとき。

2 申出者等が前項の届出を基準日までに怠り、利子補給金が交付できなかった場合は、当該年度の利子補給金は交付しない。

## 3 廃業等について：該当あれば、市金融課まで連絡：随時

### 【該当あれば提出必須】

本補助金は、廃業した場合等、以下に該当するときは、交付の対象になりません。  
該当がある場合のみ、市金融課までご連絡ください。該当無ければ連絡不要です。

- ・**破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始**の申立てがされた
- ・金融機関の**取引停止処分（第1回不渡りを含む）**を受けた
- ・債権者集会により**私的整理**が開始された
- ・買収や合併等により**消滅会社**となった
- ・**廃業又は移転**等により、川崎市内に事業所又は事務所がなくなった
- ・個人事業主で**代表者が亡くなられた**

■市送付先：〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66-20 産業振興会館 5F 川崎市金融課

2枚目に続く

#### 4 川崎市ホームページでの公表について

- (1) 改正要綱及び様式は下記ページにて公表しています。  
様式をダウンロードしてお使いいただけます。

■ トップページ

> 事業者・就労支援情報

> 融資・助成

> 中小企業・経営・融資

> その他の関連情報

> 川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金要綱を制定しました（改正しました）

- (2) URL

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000115186.html>



#### 5 振込人名義について

川崎市から事業者の方への利子補給補助金の交付は、振込にて行いますが、令和3年度利子補給については、振込人名義を以下のとおりとします。

川崎市からは交付（不交付）決定や、振込について個別に通知しません。

- (1) 振込人名義：川崎市台風利子補給補助金（カサキシティワリスキョウホジヨキン）  
(2) 振込時期：令和4年5月（予定）

問合先：金融課 融資制度担当 田口

所在地：〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66-20  
川崎市産業振興会館 5階

電話：044-544-1847

FAX：044-544-3263

E-メール 28kinyu@city.kawasaki.jp